

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 4 月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600391号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700003号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を62万円とすることが必要である。
平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社から、育児休業期間中であった平成18年12月12日に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2006年12月度賞与明細」(写)並びに同社の回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間の標準賞与額については、上記「2006年12月度賞与明細」(写)において確認できる賞与額及びA社の回答から、62万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600402号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700004号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を67万9,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中である平成20年12月12日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008年12月度賞与明細」(写)並びに同社の回答により、請求者は請求期間について、賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成20年*月*日から平成23年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われな旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記「2008年12月度賞与明細」(写)において確認できる賞与額及びA社の回答から、67万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600392号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700005号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額を27万7,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月27日

A社から、育児休業期間中であった平成20年6月27日に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2008年6月度賞与明細」(写)並びに同社の回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成20年*月*日から平成22年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間の標準賞与額については、上記「2008年6月度賞与明細」(写)において確認できる賞与額及びA社の回答から、27万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600393号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700006号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を46万5,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月12日

A社から、育児休業期間中であつた平成19年12月12日に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2007年12月度賞与明細」(写)並びに同社の回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしていゝ被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であつて、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われなゝ旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間の標準賞与額については、上記「2007年12月度賞与明細」(写)において確認できる賞与額及びA社の回答から、46万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600377号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所又はB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年7月頃から昭和40年秋頃まで

私は、請求期間に、C市D区E地区にあったA事業所又はB事業所で美容師として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所又はB事業所は美容業であったと陳述しているところ、請求期間当時の厚生年金保険法では、美容業に係る事業所は厚生年金保険の任意適用事業所とされており、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいても、請求者が主張する所在地に、A事業所若しくはB事業所又は当該名称に類似する事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者がA事業所又はB事業所の所在地とする地域を管轄する法務局に、A事業所若しくはB事業所又は当該名称に類似する法人について照会したが、該当する法人は見当たらないとの回答があり、当該事業所が法人事業所であったことを確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。